



加入・喪失・各種変更

～会社を退職した時の種別変更手続き～

1



こんにちは、本日はどのようなご用件でしょうか？

先月会社を退職したんですが、人事部から国民年金の手続に行くように言われてまして。

2

No.2 会社を退職したとき

No.2 会社を退職したとき

必要な手続きは？

退職した本人
退職した会社に
勤務していた
従業員

収入発生の日
退職日の翌日

国民年金の種別変更
届出書(退職者用)提出
(※1号被保険者用)

※退職者が就労している場合、受給権のない(第2号被保険者)の若年課税も必要です。

退職時～国民年金保険者種別変更(第1号被保険者用)届書

国民年金保険者種別変更届出書(第1号被保険者用)届書

国民年金保険者種別変更届出書(第1号被保険者用)届書

国民年金保険者種別変更届出書(第1号被保険者用)届書

国民年金保険者種別変更届出書(第1号被保険者用)届書

No.2「会社を退職したとき」の対応カードを出して説明します。

では、国民年金への加入のお手続(種別変更)ですね。ご本人様でいらっしゃいますか？

会社員など厚生年金保険に加入している2号被保険者が会社を退職した場合、1号被保険者への種別変更手続きが必要となります。

男性は免許証を提示したため、ご本人であることが確認できました。

3



基礎年金番号と退職日を証明できるものは何かお持ちですか？

はあ、年金手帳と、それからハローワークで失業手当を請求するのに必要だということで、人事から離職票をもらいまして。

では確認させていただいてもよろしいでしょうか。

4



退職日と厚生年金の資格喪失日を、ウインドマシンで確認するか、管轄の年金事務所へ本人と配偶者の得喪記録を照会します。なお、資格喪失日は退職日の翌日となります。

ここで、本人の厚生年金の資格喪失日が確認でき、また、配偶者が第3号被保険者であることも確認できました。

5





厚生年金の被保険者資格の喪失日が確認できました。国民年金種別変更届書をご記入いただき提出してください。

それから配偶者の方の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届書の提出をお願いいたします。



え？厚生年金から国民年金に変わるの私だけですけど…

6

No.3 配偶者の扶養から外れたとき

No.3 配偶者の被扶養者でなくなったとき

必要な手続きは？

配偶者の扶養から外れたとき
本人の事業収入が130万円以上の場合は

国民年金種別変更届書
(第1号被保険者該当)届書

※貴が勤務する会社などを通じて、扶養から外れたことの情報をお知らせする場合があります。市役所において種別変更手続きを行う必要があります。

届出例 → 国民年金種別変更届書(第1号被保険者該当)届書



7



厚生年金の加入者に扶養されている配偶者の方は、第3号被保険者と言って保険料を払わなくても国民年金に加入していることになるのですが、

ご主人様が厚生年金から国民年金に変わられると、奥様は国民年金の加入者ではなくなってしまいます。

No.3 配偶者の扶養から外れたとき

No.3 配偶者の被扶養者でなくなったとき

必要な手続きは？

配偶者の扶養から外れたとき
本人の事業収入が130万円以上の場合は

国民年金種別変更届書
(第1号被保険者該当)届書

※貴が勤務する会社などを通じて、扶養から外れたことの情報をお知らせする場合があります。市役所において種別変更手続きを行う必要があります。



ですから、同時に奥様にも国民年金にあらためて加入していただくためのお手続きが必要となります。

手続を行わないと、将来年金の請求をされる際に受け取れる年金の額が減ってしまったり、

最悪の場合年金を受給できなくなります。また、老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金の請求ができなくなることもありますので、必ずお手続きいただくようお願いします。



わかりました。妻の分は近日中に届書を提出します。

8